

様式2 地域再生に資するものとして概算要求を行っている施策

府省庁名	施策事項名	施策の具体的内容	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	地域再生 の分野
法務省	登記所備付新規地図作成	経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第2章4地域活性化の項に盛り込まれているところ、都市部における地図と現地が著しく相違している地域(地図混乱地域)については、毎年度、膨大な面積の地籍調査の実施が課せられている国土調査に基づく地籍調査の主体である市区町村が、積極的に事業計画に入れることは事実上困難であることから、このような地図混乱地域については、公図と現地の乖離状況を最もよく承知しており、解決方法も熟知している法務局自らが主体となって計画的に登記所備付地図を作成する。	(項)事務取扱費 (目)登記業務旅費 (目)土地建物借料 (目)登記業務庁費 (目細)通信運搬費 (目細)光熱水料 (目細)賃金 (目細)雑役務費	1,093,082	7
法務省	地図混乱地域対策	経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第2章4地域活性化の項に盛り込まれているところ、都市部における地図と現地が著しく相違している地域(地図混乱地域)について、その発生原因及び実態を調査し、併せて測量の基礎となる基準点設置等を行う。	(項)事務取扱費 (目)登記業務庁費 (目細)雑役務費	244,911	7
法務省	地籍調査実施協力	経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第2章4地域活性化の項に盛り込まれているところ、都市部における地図と現地が著しく相違している地域(地図混乱地域)について、市区町村が主体となって国土調査に基づく地籍調査を実施する場合には、筆界未定を解消するなど地籍調査の円滑な推進を図るため、一筆地調査の立会等に筆界の認定に関して極めて高い能力や専門性を有する法務局職員が積極的に協力する。	(項)事務取扱費 (目)登記業務旅費	2,694	7
法務省	筆界特定制度実施	経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第2章4地域活性化の項に盛り込まれているところ、都市部における地籍整備を推進するためには、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、もって筆界をめぐる紛争の解決に資するための制度が必要となることから、土地の筆界特定制度を創設することを主な内容とする不動産登記法等の一部を改正する法律(平成17年法律第29号)が平成17年4月13日に公布され、平成18年1月20日から施行されている。	(項)事務取扱費 (目)委員手当 (目)諸謝金 (目)登記業務旅費 (目)委員等旅費 (目)登記業務庁費 (目細)消耗品費 (目細)通信運搬費 (目細)雑役務費	491,645	7

様式2 地域再生に資するものとして概算要求を行っている施策

法務省	都市再生街区基本調査成果図整備	<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第2章4地域活性化の項に盛り込まれているところ、都市部における地籍整備を推進する目的に平成16年度を初年度とする都市再生街区基本調査が国土交通省において実施された。</p> <p>今後は、その成果データが登記所に送付されてくることから、所要の調査・検証等を行い登記所備付地図や比較的制度の高い地図に準ずる図面として登記所に備え付ける。</p>	<p>(項)事務取扱費 (目)登記業務庁費 (目細)消耗品費 (目細)賃金 (目細)雑役務費</p>	91,610	7
-----	-----------------	--	--	--------	---